

(内部質保証の定義及び方針)

本学における内部質保証とは、「教育研究活動等の状況、組織・施設の運営状況、財務状況について自ら点検・評価を行い、その評価結果をもとに、質の向上を図り、適切な水準にあることを自らの責任で証明する恒常的・継続的プロセス(以下、「PDCA サイクル」という。)」をいう。この PDCA サイクルを円滑に回すことを通じて、本学の教育研究等の質を保証し、本学に対する社会的信頼をより一層確実なものとする。

(内部質保証推進に係る実施体制)

1. 組織

内部質保証を推進する組織は、PDCA サイクルを適切に機能させ、内部質保証の客観性を担保するために、次の各号に掲げる委員会で構成することとする。

(1) 内部質保証推進会議

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、学長の下に、内部質保証推進会議を置く。

(2) 自己点検・評価委員会

内部質保証の基盤となる自己点検・評価を行う組織として、自己点検・評価委員会を置く。

2. 内部質保証推進の対象

内部質保証推進の対象は、次の通りとする。

(1) 教育研究組織に関すること

(2) 教育課程・学修成果に関すること

(3) 学生の受入に関すること

(4) 教員・教員組織に関すること

(5) 学生支援に関すること

(6) 教育研究環境に関すること

(7) 社会連携・社会貢献に関すること

(8) 管理運営・財務に関すること

3. 手続き

(1) 学長は、内部質保証推進の最高責任者として、全学的な立場から内部質保証システムの推進に責任を負う。

(2) 内部質保証推進会議は、内部質保証を推進する体制の整備、運用、検証及び改善方針の立案を行う。

(3) 自己点検・評価委員会は自己点検・評価の実施方針を策定し、自己点検・評価を実施する。各部門は、自己点検・評価委員会の指示に基づいて、自己点検・評価を行う。

(4) 自己点検・評価委員会は、各部門の自己点検・評価の結果を踏まえ、自己点検・評価報告書を作

成し、改善事項を付した上で、内部質保証推進会議に報告する。

- (5) 内部質保証推進会議は、自己点検・評価委員会からの報告内容を検証し、改善事項に関する意見を付して学長に報告する。
- (6) 学長は改善が必要であると判断した事項について、内部質保証推進会議を通じて当該部門に対し、改善を指示する。
- (7) 改善指示を受けた当該部門は改善活動を行い、その状況を内部質保証推進会議に報告し、内部質保証推進会議はこれを検証する。
- (8) 学長は、自己点検・評価報告書及び公表すべきと判断した情報を本学ホームページ等において公表する。

#### 附則

この方針は、令和3年12月1日から施行する。